

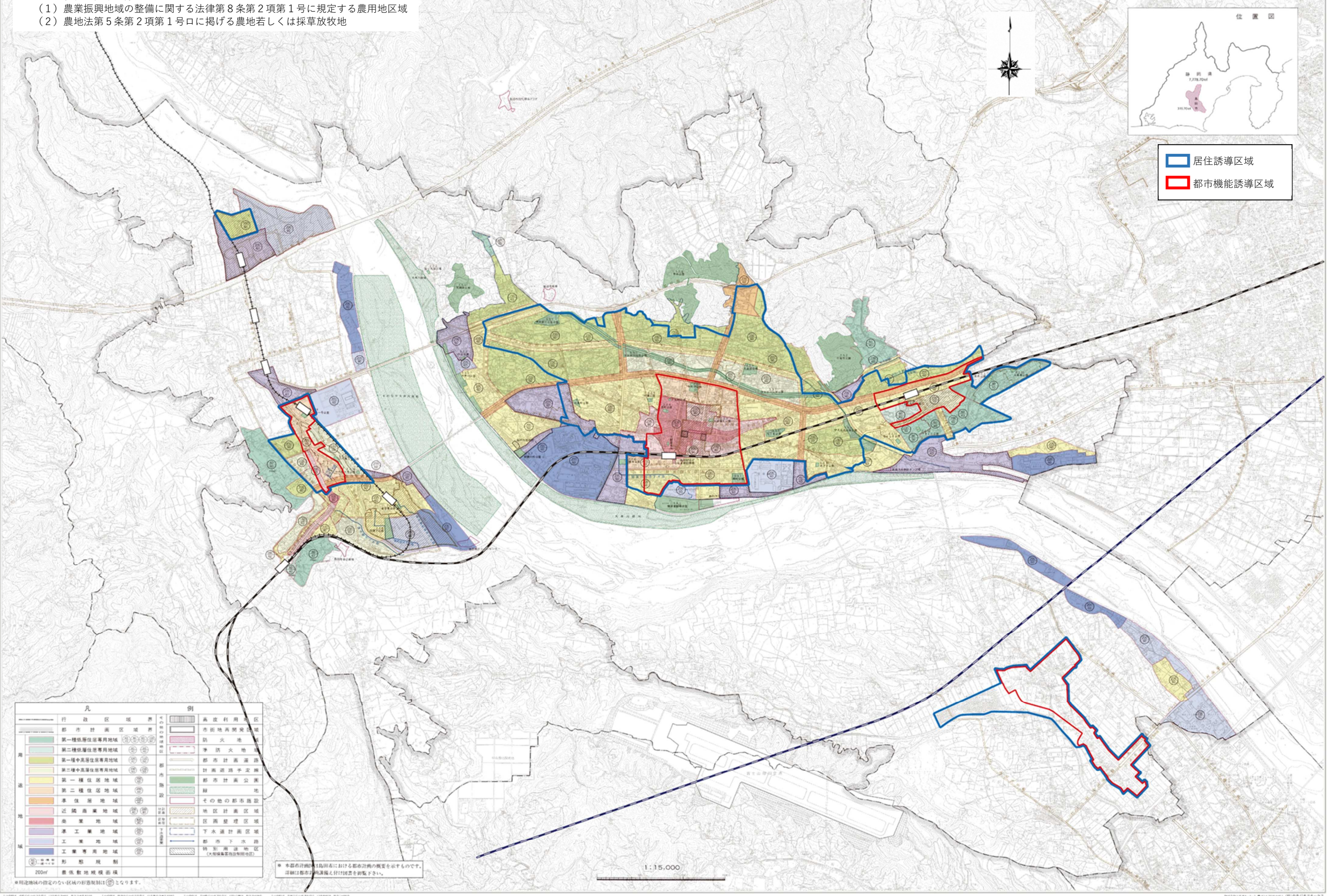
居住誘導区域及び都市機能誘導区域

※ただし、次の区域は除く
 (1) 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域
 (2) 農地法第5条第2項第1号口に掲げる農地若しくは採草放牧地

島田都市計画図



居住誘導区域
 都市機能誘導区域



凡	例
行政区域境界	高度利用地区
第一種低層住居専用地域	市街地再開発地区
第二種低層住居専用地域	防火地
第一種中高層住居専用地域	準防火地
第二種中高層住居専用地域	準防火地
第一種住居地域	都市計画道路
第二種住居地域	計画道路予定線
準住居地域	都市計画公園
近隣商業地域	緑
商業地域	その他の都市施設
準工業地域	地区計画区域
工業地域	区画整理区域
工業専用地域	下水道計画区域
形態規制	都市下水路
200㎡ 農林敷地規模面積	特定用途地区 (水産振興施設利用地区)

※本都市計画図は島田市における都市計画の概要を示すものです。詳細は都市計画課へお問い合わせください。

1:15,000